

会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る上場制度上の対応に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正について

平成25年6月24日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、先般、一部の上場会社において、自社のウェブサイト等に会社情報を掲載するにあたり、正式な公表予定時刻より前に容易に外部から閲覧できる状態で自社ウェブサーバ内の「公開ディレクトリ」に当該情報を保存していた事例が存在することが明らかとなったことから、同様の事例の再発を防止するため、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

1. 開示前における自社のウェブサイト等での会社情報の取扱い

上場会社は、適時開示が求められる会社情報について自社のウェブサイト等の公開ディレクトリに保存するときは、TDnetによる当該会社情報の開示後に行うか、又は公表予定時刻よりも前においてパスワード管理等のアクセス制限を行うこととします。

(備 考)

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第13条の2等

III. 施行日

- ・平成25年6月29日から施行します。

以 上